

ご当地ナンバープレートで佐野市の魅力をPR さのまるナンバープレートを交付します



8月31日に交付セレモニー・先行交付、9月1日から一般交付

佐野市制10周年記念事業の一環として、また、ブランドキャラクター「さのまる」を活用したシティプロモーションを推進するため、原動機付自転車等の標識に「さのまる」をデザインしたご当地ナンバープレートを導入します。

さのまるナンバープレートは、新しく原付バイクなどを購入する方や、現在交付を受けている従来のナンバープレートから交換を希望する方などに無料で交付します（従来のものも引き続き交付します）。

交付の詳細は左のページのとおりですが、8月31日（日）に、先行してナンバー交換の事前予約をした方を対象に、交付セレモニー（抽選会）・先行交付を行い、9月1日（月）から一般交付を開始します。

※ナンバーは、抽選会で「1番」から順に決定し、抽選会以降は、受け付け順に交付します

■問合せ＝市民税課 ☎（20）3007

● 交付する車種とナンバーの色

交付対象車種	塗色
原付一種（50cc以下）	白色
原付二種乙（90cc以下）	黄色
原付二種甲（125cc以下）	桃色
ミニカー	水色
小型特殊自動車（農耕用・その他）	緑色

※対象は、市が交付しているナンバーに限ります。

「栃木」「とちぎ」などのナンバーは、該当しません

● 交付日程

・先行交付のための事前予約＝8月1日（金）～28日（木）

・一般交付＝9月1日（月）～12日（金）

以上は、市民税課（東仮庁舎事務棟2階）のみの受付

※9月16日（火）以降は通常どおりの受け付けになります



● 交付セレモニー(抽選会)と先行交付 対象：事前予約されたナンバー交換の方のみ

9月1日から一般交付に先駆けて「交付セレモニー・先行交付」を実施します。交付セレモニーでは抽選会を行い、人気が予想される交付ナンバープレート「1番」など、参加者全員を抽選し、交付するナンバーの番号(1番から順番・番号選択不可)を決定します。当日はさのまるがやってきます。

▶日時＝8月31日(日) 抽選会受付：午前9時30分～10時、抽選会：午前10時

交付セレモニー：午前10時～10時30分、先行交付：午前10時～午後3時

▶会場＝東仮庁舎議会棟議場(浅沼町798)

▶事前予約＝8月1日(金)～28日(木)の間に、市民税課(東仮庁舎事務棟2階)へ

※下記に記載の「交付申請の際に必要なもの」をお持ちください

▶特記事項＝

①さのまるナンバー「1番」は、ナンバーの色(種類)ごとに抽選して決めます

※1番の交付者は、交付セレモニーおよび記念撮影にご協力をお願いします

②抽選会に参加希望する方および先行交付を希望する方は、事前予約が必要です

③先行交付は1人1枚までとします

④先行交付者には市制10周年を記念したオリジナルグッズを差し上げます

⑤抽選会以降のナンバーは受け付け順で交付します(ナンバーを選ぶことはできません)



詳しくは事前予約の際
にご確認ください！

※事前予約がない方にも31日に先行交付(交換の方のみ)を行いますが、事前予約者を優先し、午後1時以降の交付を予定しています(抽選会へ参加することはできません)。

● 一般交付の開始について

9月1日(月)から新規の方も含めて交付します。9月1日(月)から12日(金)までは市民税課(東仮庁舎事務棟2階)のみで交付し、9月16日(火)以降は従来のナンバープレートと同様、田沼・葛生の各総合窓口課および各支所でも交付します。

● 交付申請の際に必要なもの

本人確認ができるもの(運転免許証など)・印かんと、下記のものをご持参ください。

・交換の場合…現在付いているナンバープレート(事前予約時は不要)、標識交付証明書

・新規の場合…販売・譲渡証明書

・所有者変更の場合…現在付いているナンバープレート、標識交付証明書、販売・譲渡証明書

※書類が揃っている場合は、代理人でも申請ができます

※9月1日以前に新規購入された方は、通常のナンバーを交付したのち、さのまるナンバーとの交換になります

※標識交付証明書がない場合は、申請時(事前予約時)にお申し出てください

● 交付申請をすることができる方

市内に主たる定置場がある原動機付自転車(50cc以下～125cc以下、ミニカー)、小型特殊自動車(農耕用、その他)を所有している方、および新しく取得した方

※主たる定置場とは…原動機付自転車の運行を休止した場合において主として駐車する場所

(注意事項)

①ナンバープレートの番号の指定はできません

②交付は無料です。ただし、原則1台につき1回限りとします

③従来の50cc以下の原動機付自転車用のプレートより10mm、50cc以下以外は40mm幅が広がっています。取り付けに支障が生じるような場合は、従来のナンバープレートをご使用ください

④ナンバープレートの譲渡、貸付、不正使用は条例で禁止されています

⑤ナンバープレートの交換に伴い、自賠責保険などの変更手続きが必要となる場合があります。詳しくは、加入している保険会社にお問い合わせください

